

■建築物エネルギー消費性能向上計画認定(法第34条)申請の手数料

R3.4.1～

1. 住宅

【性能基準】省令第1条第1項第2号イ(1)ロ(1)

	面積区分 床面積(㎡)	認定 手数料(円) ※2		変更認定 手数料(円) ※2		
		適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する	
戸建	200未満	34,000	4,700	19,000	認定適合証添付 と同額	
	200以上	38,000		21,000		
共同	300未満	69,000	9,300	39,000		
	300以上	110,000	20,000	67,000		
※1						

2. 非住宅

【標準入力法・主要室入力法】省令第10条第1項第1号イ(1)ロ(1)

面積区分 床面積(㎡)	認定 手数料(円) ※2		変更認定 手数料(円) ※2	
	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	230,000	9,300	120,000	認定適合証添付 と同額
300以上	280,000	16,000	150,000	

【モデル建物法】省令第10条第1項第1号イ(2)ロ(2)

面積区分 床面積(㎡)	認定 手数料(円) ※2		変更認定 手数料(円) ※2	
	適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
300未満	87,000	9,300	48,000	認定適合証添付 と同額
300以上	110,000	16,000	63,000	

3. 複合建築物の場合

上記、住宅に定める金額と非住宅に定める金額を合計した金額とする。

※ 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出るときは、上記の金額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた金額とする。

※1 共同住宅の共用部分を評価しない方法を用いる場合の手数料は、共用部分を除いた床面積に基づき算出した金額とする。

※2 複数建築物の認定を申請する際の手数料は、棟ごとに算出した手数料を合算した金額とする。